

保護者の皆様

京都市立梅小路小学校
校長 谷村 茂生

災害時における非常措置についてのおしらせ

本校においては、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨、暴風など6種類）」又は「暴風警報」が発表された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 特別警報について

登校前に発表された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- 午前0時までに解除になった場合、5校時（13時55分）から始業

※給食は中止。各自で昼食を食べて登校してください ※13時15分頃に集団登校場所へ集合

- 午前0時現在、特別警報発令中の場合 臨時休業

2 暴風警報について（「大雨警報」や「洪水警報」の場合は休業になりません）

登校前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- 午前 7時までに解除になった場合、平常授業

- 午前 9時までに解除になった場合、3校時（10時50分）から始業

※10時10分に集団登校場所に集合

- 午前11時までに解除になった場合、曜日に関わらず5校時（13時55分）から始業

※13時15分頃に集団登校場所へ集合

※給食は中止。各自で昼食を食べて登校してください

- 午前11時現在、警報発令中の場合 臨時休業

3 大雨警報、洪水警報等が発表された場合

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページや学校・PTAメール等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

（特に、全市的に避難勧告や避難指示（緊急）が発令された場合などを想定しています。）

裏面もあります。

4 水害の「避難指示」・「緊急安全確保」が発令された場合について

安寧・梅巡・大内学区は、「鴨川・高野川の浸水想定区域」であるため、避難指示等の発令対象地域です。

安寧・梅巡・大内学区に「避難指示」もしくは「緊急安全確保」が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

5 地震に対する非常措置について

京都市においては、京都市において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

1 登校前に京都市において「震度5弱」以上の地震が発生した場合

(1) 次の登校日を臨時休業とします。

・下校後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。

・休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページやメール配信により、授業等を実施する旨を連絡します。

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

6 在校中に特別警報や暴風警報が発表された場合及び

京都市において震度5弱以上の地震が発生した場合について

特別警報が出た場合

全員学校に留め置くこととし、その後すべての児童を保護者引渡し下校させます。

児童だけで下校はしません。

暴風警報が出た場合【学童クラブ（児童館）も閉鎖されます】

直ちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認でき次第、「家庭環境調査票」の「緊急時における下校について」をもとに対応いたしますが、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

震度5以上の地震が発生した場合

在校中に発生した場合は、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、全ての児童が保護者引き渡し下校となります。児童だけで下校させることはいたしません。

7 お願い

災害時、急に考えたり行動したりすることは難しく、普段から備えておくことが重要です。

大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るため「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、御家庭でも話し合いや確認をお願いします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。